

古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金

補助金申請の手引き

・ 補助金の概要	3	・ 交付の決定・申請内容の変更、取りやめ	9
・ 補助の対象になる設備	4	・ 実績報告書（様式第6号）	10-11
・ 補助の対象になる方	5	・ 交付の確定・補助金の請求	12
・ 手続きの流れ	6	・ その他	13
・ 交付申請書（様式第1号）	7-8		

- ・ 名称 **古河市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金**
※茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金を活用しています
- ・ 受付期間 茨城県の補助金が確定し次第、募集を開始します
※予算の上限に達し次第受付を終了します
- ・ 受付窓口 古河市役所 三和庁舎 環境課（古河市仁連2065 TEL：0280-76-1511）
- ・ 提出方法 窓口または郵送 ※郵送される場合には、事前に環境課までご連絡ください。

この補助金は、以下の①～④のすべてを満たす蓄電システムへの補助金です。

- ① 電力を繰り返し蓄え、停電時、電力需要のピーク時必要に応じて電気を活用できるもの
- ② 住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る）と連系する設備であること
- ③ 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されている設備であること
- ④ 未使用品であること

これらのすべてを満たす設備に、1基につき**50,000円**を交付します。

以下の①～⑥のすべてを満たす方が補助金の対象です。

- ・古河市内に住所を有すること
または
- ① 古河市内に住宅を建築・購入もしくは賃借し、その住宅の引渡しを受けた日から30日以内にその住宅の所在地を住所地として転入を予定していること
- ② 補助対象設備の購入にかかる経費を自ら負担すること
- ③ 市区町村税（住民税、軽自動車税等）の滞納が無いこと
- ④ 申請者または申請者と同じ住所地に居住する方が、過去に古河市から同様の補助金の交付を受けていないこと
- ⑤ 申請者または申請者と同じ住所地に居住する方が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭で省エネルギーの取組を行っていること
- ⑥ 申請した年度内（令和7年3月31日）までに補助対象設備の設置もしくは設備のある住宅の引渡しが完了し、古河市に実績報告書の提出が可能なこと

申請者

交付申請書（様式第1号）

※工事着工前に申請してください

設置工事・引渡し等

※交付決定通知書が届いてから
工事に着手してください

変更・取下申請

様式第3号・様式第5号

実績報告書（様式第6号）

請求書（様式第8号）

補助金受領

古河市

受付・審査

交付決定

変更・取下申請

受付・審査

交付確定

補助金交付（口座振込）



交付決定通知書の送付



交付確定通知書の送付



【必要な添付書類】

必須のもの

- ① 工事請負契約書または売買契約書の写し
- ② 見積書等の写し（経費の内訳がわかるもの）
- ③ 補助対象設備の仕様・型番等がわかるもの（製品カタログ等）
- ④ 補助対象設備の設置予定の住宅の位置図（住宅地図等）
- ⑤ 補助対象設備の設置予定箇所の配置図（図面等）
- ⑥ いばらきエコチャレンジの登録がわかるもの（アカウント情報画面の写し）

条件によって必要なもの

- ⑦ 設置工事着工前の現況写真
※既存の住宅に設備を設置するときのみ
- ⑧ 市区町村税の滞納がないことを証明する書類
※申請書で照会に同意しないとき
または
1月1日時点の住所地が古河市でないとき
- ⑨ 電気事業者との契約が分かる書類（売買契約書、検針票等）
※既存の太陽光発電設備に追加して補助対象設備を設置するときのみ
- ⑩ 住宅の共有者または第三者からの設置の承諾を確認できる書類
※住宅を共有するまたは第三者が所有しているときのみ
- ⑪ 申請者本人の署名のある委任状
※代理人が申請するときのみ

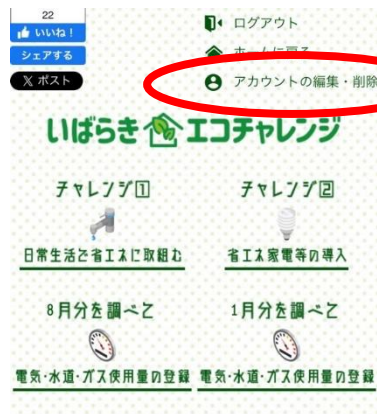
【申請時の注意事項】

- ・ 設置を予定している蓄電池が一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているかは、右記のURLからご確認ください。【 <https://sii.or.jp/zeh/battery/search> 】
- ・ 茨城県が実施する「[いばらきエコチャレンジ](https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/)」に会員登録（無料）していることが条件となります。登録は、右記のURLからアクセスできます。【 <https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/> 】

※いばらきエコチャレンジの問合せ先 茨城県環境政策課
TEL：029-301-2939

登録者アカウント情報の画面確認の手順

①会員登録後、
サイトにログイン



②「アカウントの編集・削除」
へアクセス（赤枠箇所）



アカウントの編集・削除

名前	20文字以内
メールアドレス	XXXXX@XXXX.XX
新しいパスワード	半角英数字8文字以上
新しいパスワード確認	
お住まいの市町村	古河市
ご家族の人数	半角数字
お知らせ	受け取る

③記載内容がすべて
分かるように印刷



交付の決定

申請の受付後、市が内容を審査します。内容に不備が無ければ、申請者に対し交付決定通知書（様式第2号）を送付いたします。※この通知書は実績報告書の提出の際に必要となりますので、無くさずに保管してください。

申請内容の変更、取りやめ

申請後に内容の変更が生じたとき、もしくは申請自体を取りやめる場合には、それぞれ変更申請書（様式第3号）、交付申請取下届（様式第5号）を提出してください。

変更の申請については、審査ののち、内容に不備が無ければ変更承認決定通知書（様式第4号）を送付いたします。※この通知書も実績報告書の提出の際に必要となりますので、無くさずに保管してください（変更申請のみ）。

設置工事の完了または住宅の引渡しが完了したら、

その日から**30日以内**

かつ

同年度中の3月末までに

実績報告書を提出してください。

※期限内にご提出いただけない場合、
補助金の交付決定が取り消しになる場合がありますのでご注意ください。

【必要な添付書類】

必須のもの

① 補助対象設備の購入にかかる領収書・内訳書の写し

※お支払いが住宅の購入費用に含まれている、ローンを組む等で領収書が発行されない場合は、その内容を証明する書類を代わりに添付してください。（対象設備の費用の支払いが分かる箇所が必要です。）

② 補助対象設備・太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真

※**既存住宅に設置**をした方は、**設置前と設置後が比較**できるように撮影してください。

条件によって必要なもの

③ 交付決定者の住民票の写し

※実績報告書で市が確認することに同意しないときのみ必要となります。

交付の確定

実績報告書の受付後、市が内容を審査します。内容に不備が無ければ、申請者に対し交付確定通知書（様式第7号）を送付いたします。※この通知書は補助金の請求に必要となります。

補助金の請求

補助金の交付が確定した後、交付請求書（様式第8号）に必要事項を記入して提出してください。※請求書の受付から口座へのお振込みまで、約3週間ほどが見込まれます。

請求の際の注意事項

- ・必ず**申請者本人の名義の口座**を記入してください。また、**フリガナ、口座番号、支店名**を正確に記載してください。誤りがある場合、お振込みの手続きができません。ご注意ください。
- ・請求書に記載いただく文書番号の欄には、確定通知書の番号を記入してください。決定通知書とお間違えの無いようお願いいたします。

- 本補助金は、国で実施している補助金（ZEH支援事業等）と併用が可能です。
- 本補助金のご不明点等がございましたら、
古河市役所 環境課（TEL：0280-76-1511）
までお問い合わせください。